

“勤務環境”を改善し、地域医療を守ります！

◆公的病院の医師・看護師・医療技術者等の時間外勤務・夜勤回数・年次有給休暇取得の実態調査を行うこと。また、時間外手当の不払いなどの労働基準法違反等のないよう、県として必要な指導を行うこと。

(答弁) 労働基準法に違反する行為は、法の規定に基づき、労働基準監督署が立ち入り調査を行い、是正の指導がなされると考える。県としては、医療監視の機会などにおいて必要な助言を行うとともに、公的病院長協議会などの場で各病院の状況を聞き、情報交換を行う。



◆適切な人員配置が行われるため、育児休業取得者を定数外職員とするよう県の助言を求める。

(答弁) 県内では病院で勤務する職員を有する県及び8市町のうち、職員定数条例により育児休業職員を定数外職員としているのは県及び4市。育児休業取得状況を調査し、必要に応じて、育児休業職員は定数外にできることなど、助言していく。

◆看護師確保について、県立総合衛生学院に「市町村枠」を設け、看護師不足の解消を図ることも必要ではないか。

(答弁) H27年度末には、現行の「第7次看護職員需給見通し」の計画需要数にほぼ達する見込み。各病院の動向を踏まえ、今年度、H28年～32年の次期需給見通しを策定する過程で、検討する。

周産期医療・出産への支援強化を！

◆助産師の能力を活用し、助産師外来や院内助産所の充実が、出産への支援強化につながる。

(答弁) 県内には、助産師外来は10か所の公的病院と3か所の民間診療所で実施。院内助産所は、2か所の公的病院に設置されている。県としても支援してきた。妊産婦のニーズに応じたサポートを行えるよう支援に努める。



いのちとくらしを最優先の県政へ！

- ◆安全で環境にやさしい再生可能エネルギーを推進します。
- ◆救急医療・地域医療、介護サービスを拡充します。
- ◆少人数学級の拡充でゆとりある教育環境を確立します。
- ◆男女平等推進・均等待遇実現で働く環境を改善します。
- ◆地場産業充実と地域の活性化、生活優先の「住みよい高岡」を創ります。



井加田 まり

県議会活動報告

2014年7・8月号

No.10

発行責任者

富山県議会社民党議員会

井加田 まり



いのちとくらしを最優先の県政をめざします！

6月定例会開催（6月11日～27日）

「社会保障と税の一体改革」の具体化を進める重要な法案が、多数与党の力を背景に、国会での審議が不十分なまま、短時間の一括審議で採決が強行(6/18)されました。国民に十分な情報が知らされず、「負担増と給付減」の社会保障制度へと見直しが進み、介護保険制度における大幅なサービスの抑制、医師・看護師不足が深刻な地域医療への影響が懸念されます。

県議会6月定例会は、6月11日～27日まで開催され、19日の一般質問において、市町村が行う介護や地域医療への影響などについて、県としてどのように対応していくのか質問しました。



6月19日 県議会本会議で一般質問

質問
1

県立保育専門学院・附属保育所の存続、老朽化・耐震対策、両免許取得について県はどのような検討と対策をこれまで行ってきたのか。

質問
2

市町村国保の現状から、セーフティネットとしての基盤強化に向け、国民健康保険制度の健全運営に、県としてどのように取り組むのか。

質問
3

介護保険制度見直しによる新しい市町村事業実施にあたり、現行のサービスを後退させないための必要な財源の確保、各事業所等での人材の確保・育成等への支援が必要ではないか。

質問
4

医師・看護師・医療職員等の勤務環境の改善に向け、勤務実態調査・代替要員確保などの取り組みに対する県の積極的な支援を求める。

質問
5

県「医療計画」に基づき、周産期医療・出産への支援強化につながる助産師外来・院内助産所設置のさらなる推進が期待される。

質問
6

生活保護の基準見直しに伴い、県内15市町村の就学援助への影響とその対策について問う。

質問
7

志賀原発原子炉直下の「活断層」の可能性が否定できない場合、安全に「絶対」はなく、再稼働はあり得ないのではないか。

質問
8

認知症高齢者の安全確保への取り組みについて問う。

県政に対する
ご意見を
お聞かせください！

井加田まり 事務所

高岡市本丸町13-17コンドウビル3階
TEL : 0766-21-6311
FAX : 0766-21-6312

ノーベル平和賞候補の「憲法9条」は世界の共通財産です！

「地域医療・介護総合確保推進法」成立(6/18)

抜本改革先送りの介護保険制度見直し!

2015年4月実施

- ◇軽度の要支援1・2の人向けの訪問・通所介護事業を国から市町村に移行
- ◇特別養護老人ホームの新規入所者を原則として要介護3~5に限定
- ◇低所得者の保険料軽減



2015年8月実施

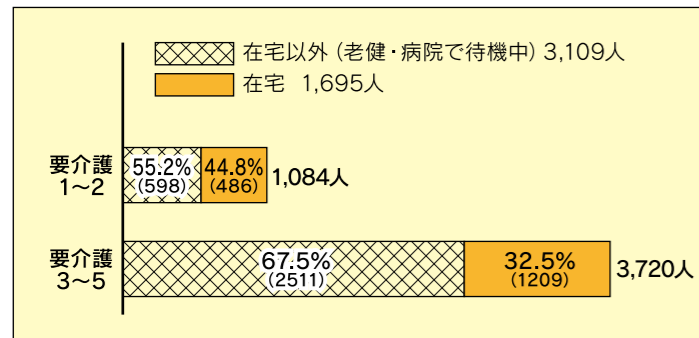
- ◇一定以上の所得のある人(収入が年金のみの単身者で年収280万円以上)の利用者負担を1割から2割に引き上げ
- ◇介護施設に入所する低所得者への補助を縮小

制度変更による利用者負担増

介護保険の制度変更による負担増	平均的な利用者負担の月額 利用者負担が1割から2割に上がった場合	
	1割	2割
在宅で、訪問介護や通所介護サービスなどを利用している人(要介護2)	約1万円	約2万円
特別養護老人ホームに入所している人(施設サービス費のみ)(要介護5)	約2万9800円	約3万7200円 上限額を超えた分は戻ってくる 制度の対象に
月額 特別養護老人ホームや老人保健施設などを利用している低所得者への補助が縮小された場合	現行の負担	変更後の負担
居住費	2万5000円	6万円
食費	1万2000円	4万2000円

(注)ユニット型個室の例。世帯が市町村民税非課税のうち中間的なケース
(2014.6.20 北陸中日新聞掲載)

県内の特養ホーム・入所申込者の状況 2013(H25)年 4月



介護保険の見直しによる影響

(※1) 2025年度時点 (※2) 2015年~17年度の単年度当たり

	対象	人数または負担増	財政効果 (給付費ベース)
1	要支援1、2の人	約150万人	▼1647億円(※1)
2	年金収入が年280万円以上ある単身者	40万~50万人、在宅サービスを受ける要介護1の人で月平均約7700円から約1万5400円へ	▼740億円(※2)
3	介護施設に入所する低所得者で預貯金が1000万円超ある単身者。夫婦の場合は2000万円超。	居住費 月3万5000円 食費 3万円	▼690億円(※2)

(2014.6.17 北陸中日新聞掲載)

“要支援1・2”の人向けの訪問介護・通所介護事業は平成29年度末までに、市町村の地域支援事業の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に移行、現在市町村が実施している介護予防事業と一体化して実施されます。

現在、地域支援事業の事業費は、市町村ごとの介護給付費の3%を上限に設定されていますが、サービス量や対象者数伸び率を勘案し、財源確保を図っていかねばなりません。

しかし、今回の事業移行に伴い、国は、事業費単価を低く設定して支出を抑制する方針であり、財源不足・人材不足から、提供されるサービスの地域格差が生じたり、「軽度」認定者が行き場を失うことが懸念されています。

介護サービス継続に必要な財源確保と自治体間格差が生じないように、国・県の支援が求められています。

介護保険は、高齢化や核家族化が進み、「自立・自助、家族や地域の互助」だけでお年寄りの世話をすることが難しくなったのを受けて、2000年4月に「介護の社会化」を掲げて導入されました。

現場の感覚とかけ離れていかないよう、介護を社会全体で担うためにどうしていくのか十分な検討が求められています。

安全運行・安定経営に向け、国・JRの財政支援は不可欠

県民の生活路線(地域公共交通)を守ります!

明年4月から北陸新幹線開業に伴い、北陸本線は「あいの風とやま鉄道」が運営することとなります。北陸新幹線開業効果を富山県・高岡市の活性化につなげることが期待される一方で、北陸本線が今後も公共交通機関として安全に運行され、安定経営を維持していくためには、依然として課題が残っており、引き続き、国・JRの支援の拡充を求めていかねばなりません。

これまで議会質問でたびたび取り上げてきました。

とりわけ、安全運行確保のためには鉄道施設水準の確保が重要であることから、総点検・修理・老朽化対策などをJRの責任で行うこと。設備投資についても国の施策として計画的に進めるべきではないかと指摘してきました。

財政支援について、H24年度補正・25年度予算に「地域鉄道支援に関する財政措置」がもりこまれ、これまで指摘してきた「老朽化した橋梁等の大規模施設の補修、まちづくり計画と連携した新駅の設置、低床車両やICカード導入への財政支援など」については実現方向となりました。



2013年9月 高岡新駅視察

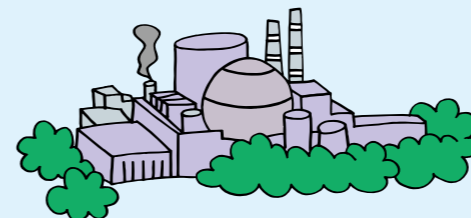


2014年2月 公共交通ネットから県へ要請

志賀原発の再稼働は危険!

◆原発再稼働に向けた原子力規制委員会の現地調査で、志賀原発敷地内の「活断層」について専門家から指摘され、北電は再調査中。県民の安全を第一に考えるなら、再稼働はあり得ないと考える。

(答弁) 活断層の有無は、原発立地そのものに係る重要な問題。その判断や原発の安全確保・再稼働については、法律上の権限と責任を有する国において、総合的に判断される。



請願に関する討論及び意見書について(6/27)

県議会最終日の本会議において「県立保育専門学院及び附属保育所の閉院について慎重審議を求める請願書」(6/18:提出)に対する賛成討論を行いました。

今後、専門性の高い子育て支援や保育ニーズの増大が見込まれ、保育の質の向上や人材の確保に関する県の役割は一層重要です。行革方針通り「廃止」の結論を急ぐ前に、県として検討すべき課題は多くあり、慎重な検討が求められていることを訴えました。

「集団的自衛権行使を容認することに反対する意見書」を提案し採択を求めましたが、賛成8(社民・民主・共産・無)に対し、反対31(自民・無)で、意見書は不採択となりました。多くの国民の反対の声を無視し、政府は「集団的自衛権行使」を容認する「憲法解釈変更」を閣議決定(7/1)しました。

国民のいのちとくらしを守るために大事なものは、いたずらに軍事的緊張を高めることではなく、近隣諸国との友好と対話による平和外交をすすめることではないでしょうか。